議案第２１８号

上越市板倉北部スポーツセンター条例の一部改正について

上越市板倉北部スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市板倉北部スポーツセンター条例の一部を改正する条例

上越市板倉北部スポーツセンター条例（平成１６年上越市条例第１０２号）の一部を次のように改正する。

別表アリーナの項中「４００円」を「４８０円」に、「１００円」を「１１０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。